

令和元年7月26日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第114回船員部会

【長岡労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第114回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の長岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員及び臨時委員、総員19名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。

議事に入る前に事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。磯野大臣官房審議官でございます。

【磯野審議官】 7月から海事担当の大臣官房審議官を拝命しました磯野でございます。海事分科会の先生にお世話になりますのは2年ぶりでございます。2年前までは外航海運を担当しておりましたけれども、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

【長岡労働環境技術活用推進官】 船員政策課、古屋企画調整室長でございます。

【古屋企画調整室長】 古屋でございます。よろしくお願いたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 船員政策課、吉田国際業務調整官でございます。

【吉田国際業務調整官】 吉田でございます。よろしくお願いたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 船員政策課、有田課長補佐でございます。

【有田船員政策課課長補佐】 有田です。お願いたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 以上で紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいります。内航船員の働き方につきましては、健全な船内環境づくりの方向性について取りまとめることとなっております。まずは事務局より各委員からのご意見の報告と資料のご説明をお願いたします。

【瀬田労働環境対策室長】 労働環境対策室長の瀬田でございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料1でございます。「健全な船内環境づくりについて（今後の方向性（案）」でございます。

ページが前後いたしますが、まずは3ページから8ページまでの資料は、実は前回の当部会におきまして事務局より配布させていただき、ご説明申し上げた資料とほぼ同一でございます。こちらの8ページの最後にあります米印の船内供食の改善の部分につきましては、時点修正、変更がございましたので、その部分を先にご紹介させていただきます。船内供食の改善に関しましては、「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」において検討を重ねてまいりましたが、資料1-2にございますように、7月2日に今後の方向性を取りまとめいたしました。これをまずご報告させていただきます。

こちらの報告のポイントは、2ページ目の絵を見ていただいたほうがわかりやすいと思いますけれども、現行の船舶料理士の資格取得の年齢要件が20歳になっておりますところを、下段の改善案のように18歳に引き下げると。さらにこの黄色いところにあります陸上の調理師免許を取得してから、船の上での実務経験を船舶料理士のもとで1カ月、ないし通常の船長のもとでは3カ月必要なところを改善案のように、その講習の一部を陸上の講習に代替するなどして期間短縮を図っていこうということで、こういった方策を講じることにより、陸上の調理師免許を取得した若者が比較的ブランクなく船舶料理士の資格の取得をできるような改正を目指していこうというのが、1つのポイントでございます。

そのほか船舶料理士の確保等に向けた取組といたしまして、今後のPR活動のより積極的な展開とか、それから司厨業務につきまして、陸上からのサポートとか適切なレシピの提供などにより、その業務の負担軽減を図るとともに、調理内容の改善といったものにつなげていこうという取組をこれから展開していこうというような内容を取りまとめております。

最後の4ページにもございますように、調理師、司厨員が乗っていない小さな船におきましても、同様の施策を展開する、あるいはそういった船にはむしろ実態に即したカロリー管理とか、ギャレーの衛生管理等のガイドラインを作成するなどのサポートを強化して、船内供食の改善につなげていこうというような内容の船舶料理士資格検討会の取りまとめを7月2日にしておりますので、この部分を追加させていただいております。

その上で、今般の「健全な船内環境づくりの方向性(案)」ということで、前回事務局よりご説明申し上げました3ページから8ページまでの内容につきまして、その後各委員よりご意見を賜ったところでございます。

そのご意見の内容につきましては、1ページ目の赤枠の中に要約して掲載させていただいております。海上という特殊環境、保守的な部分をどうやって乗り越えていけるのか

課題であるですとか、そもそも実行に移されなければ意味がないということで、労使双方でどうしたら職場環境が改善できるのか、その辺の今後の展開が明確になっていくのが必要だと。これから我が国の労働人口が減っていく中で、若年者を確保していくために様々な手を打って行って欲しいとか、それから、こういった陸上の取組みを参考とした船員に対する医学的見地からの健康サポートといったものは大変重要であると認識しているというご意見、産業医制度、ストレスチェック制度といったものについて、大変よい制度なので、船員にも取り入れたいといった肯定的なご意見をいただいたところでございます。その一方で海上労働の特殊性、労働環境の違いを十分考慮した上で導入を検討すべきであると。勤務場所が船であったり、居住場所が雇用の管理事務所と遠く離れていたりといったことを十分考慮すべきであるというようなご意見もいただいたところでございます。さらには雇用船員50人以上という義務付けにつきましても、海運事業者の事業規模とか、事業実態といったものを十分考慮して進めるべきではないかというようなご意見もいただいたところでございます。

こういったご意見を踏まえまして、2ページ目でございますけれども、今後、この件をどういう形で進めてまいろうかということで、今後の進め方(案)についてということで提案させていただいております。今申し上げましたように、船内環境づくりの方向性につきまして、大枠としては特段の異論はなかったと受けとめておりますけれども、陸上労働とは異なる海上労働の特殊性、勤務場所と雇用管理の位置関係とか勤務形態、それから通信環境などのアクセシビリティの制約、あるいは事業者の事業規模・実態といったものを十分に考慮して検討を進めることが必要であろうというご意見をいただきました。先般の当部会でお示した方向性に沿っていくことを基本としつつ、そういったご意見を踏まえ、具体的な制度設計に向けた検討をさらに深めていきたいと考えております。

具体的な制度設計に当たりましては、特に内航海運の業界の実情とか労働実態に詳しい方はもちろんでございますけれども、加えまして、労働者の健康管理とか産業保健、遠隔医療、それから医療の分野、そういった専門的な知見を有する有識者の方にもご参画いただいて、具体的な作業、具体案の作成作業をさらに進めさせていただいて、来年夏ごろを目途に改めて当部会にその具体案をお諮りするという方向に進めさせていただければと考えておる次第でございます。

資料の説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

平岡委員。

【平岡臨時委員】 健全な船内の環境づくりということで、5ページの情報通信技術の活用による船内健康確保の実現として、陸上事業所と同等の環境に近づけると記載されているのですが、どういうイメージであるのかがよくわかりません。ここで言っているのは携帯電話の届く範囲内の話をしているのか。それとも陸上事業者と同じということであれば、これは365日どこにでも届くわけですから、その辺をイメージすれば、いずれにしても内航船においてもこれについてはきちんといつでも情報通信ができるということを国交省は想定して提案されているのかどうなのか、例えば衛星を使うとか、その辺がわかれば教えていただければと思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【瀬田労働環境対策室長】 1つは、今委員がおっしゃられましたように、内航沿岸部でそういった医療を含めた通信環境の中でやれるべきことをやっていくということもございますし、衛星通信の中で一番下に書いてありますように、「無線医療助言事業」をさらに発展させられるような方策も考えて検討を進めていくべきではないかということで、その検討の範囲を特に限定してこれについてやっていこうということではございません。

平岡委員。

【平岡臨時委員】 それでは、考え方としては内航船においても不感地帯があるわけですから、そういうところをなくすと。情報通信の技術進歩について、全海域においてそれが通じるような方策のもとにやっていくという理解でいいですか。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【瀬田労働環境対策室長】 そういったものも含めて、そういった技術の進捗とあわせて衛生管理のあり方等を検討していきたいと考えております。

【野川部会長】 平岡委員。

【平岡臨時委員】 ということは、今おっしゃったお話は通信環境の改善を検討しているという理解でいいですか。

【瀬田労働環境対策室長】 そういうことでございます。

【野川部会長】 庄司委員。

【庄司臨時委員】 今のお話はかなり技術的な話が混ざっているかと思うんですけれども、今、検討して工夫してもなかなかそれが実現できるような技術レベルには至っていない

と思います。ただ、例えば携帯電話の基地局を海岸、外に向けてもらうとか、そもそも携帯は陸上の移動局であるものを海上にというような動きをすとか、まだまだそういう制度的な話と、5Gが出たときにどうなるかという技術的な話とありますので、そこもあわせてできる限りのものを船に導入する、もしくはそれを支援するというのが国交省さんのスタンスなのかなと思うんです。その辺はつきり区別しておかないと、例えば補助金を出すのとかそんな話にもなりますし、かといって船はそういう通信環境を少しでもよくしたいというのは悲願ですので、そこら辺は明確に理解していただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。

では、ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、健全な船内環境づくりの方向性につきましては、ただいま事務局からお示しいただいた案のとおりとして、今後なお検討を進めていくことにしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に議題1の審議事項である「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」でございます。本件につきましては、今日2回目の議論をここでいたすわけでございますが、ご覧のとおり使用者側の委員がお一人しか出席しておられないというような事情もございまして、船員部会の運営規則第8条に基づきまして私より、議決権を有する者ではございませんが、日本船主協会常務理事の田中俊弘様に出席を求めたところでございます。日本船主協会田中常務理事は前の席にご着席くださいますか。

それでは、まず、事務局よりご説明をお願いいたします。

【有田船員政策課課長補佐】 事務局よりご説明させていただきます。

前回の部会において、資料2及びその別紙につきまして諮問させていただきました。別紙につきましては、船員法72条に基づいて船員の労働時間の特例、国土交通省令で定める一定の期間、その期間内に与えなければならない連続した休日の日数を規定する等の所要の改正を行うということで諮問させていただきました。この省令改正の議題については、前回の部会の場合でも今回の部会までに関係者の皆様方に対して、事務局から説明をしっかりと行うようにということで、部会長からもお話をいただいていたところでございます。そのため前回の部会以降、事務局から、関係委員に今回の省令案についてご説明させていた

だいたところでございます。

資料2-2に基づいて、省令案の概要について補足させていただきます。今回の省令案により措置する特例についてですけれども、船員法72条に基づく制度でございまして、航海の態様が特殊であるため、船員が一日8時間労働によることが著しく不相当である船舶のみが対象となる特例である必要がございます。このため、今回措置する特例の対象範囲ですけれども、海底下に存在する資源の探査に従事する船舶のうち、先端的な技術を用いて慎重かつ細心の注意を払って探査を行う船舶であって、回頭する場合における旋回に時間を要すること。2つ目として、広範囲の海域において、長期にわたって物理探査を行うこと。この2つの要件について航海の態様の特殊性があるということに着目して、省令化することを考えております。このため、具体的に特例の対象となる船舶についてですが、現存する船舶の中で今般要望があがった船舶1隻のみが対象となり、そのように運用することを予定しております。

事務局の説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

では、次に日本船主協会、今お座りいただきました常務理事の田中様よりご説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【田中常務理事】 本日は私どもの副会長、船員部会の委員をしております中島が、以前よりスケジュールが合わないということで欠席させていただいております。海外出張しております。そういった事態の中で部会長より、この件に関して私が代理でここに座っていいとご指名をいただきましたので、簡単にご説明申し上げます。

せんだって船主協会のメンバー会社さんから、こういう船を運航するに当たって、実際の航海の対応が4時間ごとで交代する当直体制ではなかなかスムーズに回らないと。今、国交省さんからご説明があったとおり、たくさんのワイヤーを曳航して走る三次元探査船で船の進路を変えるには、非常に長時間を要するオペレーションになります。そういったことを最新の技術をもって、いろいろな特殊な機材を使って運航するに当たって、どうしても12時間の当直体制、すなわち2交代制を導入してスムーズにこの運用をやりたいと。については船主協会内、他のメンバーの皆さんにそういった事情について説明して意見を聞いてほしいという要請をいただきました。船主協会内で確認しましたところ、特に本件について理解はした、問題がないと。メンバーの皆さんにそういうふうに申し上げていただいたということを含めまして、当該船社からは今、国交省事務局の皆さんにご説明いた

いたとおり、ここに背景として書いてあるとおり一日8時間労働によることが著しく不適當である限定的な船という扱いで、ぜひとも必要な対応ができるよう省令を改正していただきたいという要望で船主協会として船員部会にお願い申し上げているということでございます。よろしくご検討ください。

【野川部会長】 ありがとうございます。この件につきましては前回幾つかの議論をいたしましたけれども、今回またなおここで少し議論を詰めて検討したいと存じますが、ご意見いかがでしょうか。

松浦委員。

【松浦臨時委員】 今回、法律の改正や省令の改正などの答申を行うような船員部会の場で、船主側も正式な臨時委員が1名しか出席されていないということですが、先ほど部会長からお話がありましたのでやむを得ないと判断いたしますけれども、これが前例とにならないように、ここで一度確認していただけないかと思うのですが、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 はい、もちろん。今回は大変異例な事態となってしまいましたので、緊急的な対応をいたしました。今後もこういうことが起こらないよう、例えば次も休むからひとつこういう形で頼むみたいなことがないように、私としてはもちろん事務局にも厳重にその点をきちんと調整するように申し上げますし、労使の委員の皆様にもきちっと対応していただくようにいたしますので、その点はここで確認させていただきます。

立川委員。

【立川臨時委員】 確認させていただきたいことがあります。外国人船員の承認制度についてです。この制度自体は安定的な国際海上輸送の確保上、一定数の必要な日本籍船を確保し、その確保された船舶が国際競争力を持つことが目的になっているかと思えます。そうしますと、物資や乗客等の輸送が主体となって、その競争力を確保するための承認制度という理解をしているところでございます。そういう理解でよろしいでしょうか。良いとすれば、物資や旅客の輸送に従事する者が対象ということであれば、今回の探査船等の船舶は、この対象にならないという理解でよろしいかということを確認させていただきたいと。よろしく申し上げます。

【野川部会長】 お願いします。

【三輪田船員政策課長】 お答えいたします。基本的に今の立川委員の趣旨のとおりだ

と考えてございます。もう少し詳しくご説明させていただきますと、現在、承認船員、すなわち外国人の中で承認を受けた船員が船舶職員として乗り込むことができる船舶という範囲につきましては2点ございまして、船員労働政策の観点から、マルシップについてのみ配乗を認めるということが1点、また2点目といたしまして、海上運送法の規定に基づく国際船舶に限定して配乗をするよう指導を行っているところでございまして、この方針は現在でも変わっておりません。

先ほどの立川委員からのご質問の2点目にもかかわりますけれども、今回要望が出ております物理探査船については、先ほど申し上げた国際船舶には当たらないと考えてございますので、この、承認を受けた外国人船員が船舶職員として乗り組むことができる船舶に今回の探査船は当たらないと考えてございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、船員法施行規則の一部を改正する省令案については、この諮問案のとおり結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、次に議題2の審議事項である船員に関する特定最低賃金の改正について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【瀬田労働環境対策室長】 労働環境対策室長の瀬田です。資料のご説明を申し上げます。資料3でございます。

諮問第331号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」の諮問でございます。最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、諮問させていただいたものでございます。

諮問の概要でございますけれども、最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものでございまして、船員に関しては国土交通大臣が交通政策審議会への調査審議を求め、その意見を聴いて決定することになっております。

設定業種につきましては、船員の最低賃金は、内航鋼船につきまして昭和43年度から、旅客船につきまして昭和48年度から、漁船員については昭和56年度からそれぞれ設定

されております。

今般の諮問業種につきましては、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して、全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金の改正について諮問することといたしたところでございます。

現在、設定されております4業種の適用する使用者及び船員、最低賃金額、及び決定公示の一覧につきましては別紙のとおりでございます。今回諮問させていただいた2業種のほか、漁業ではかつお・まぐろ、大型いか釣りでございますが、かつお・まぐろにつきましては、現在具体的な額については審議中となっております。

次ページ以降は、実際の最低賃金公示額につきまして、内航船、旅客船、それぞれ添付させていただいておりますが、こちらの説明は割愛させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 ということですが、今年も最低賃金を検討する季節になりましたが、ただいまご説明いただきましたとおりでございますけれども、何かご質問等はございますか。

松浦委員。

【松浦臨時委員】 今ご説明がありました諮問第331号の件について異論はございませんけれども、昨年も同じ時期に同じように質問をさせていただいたような気がしますが、またあえて質問させてもらいますけれども、先ほど説明のあった漁船の2業種についての説明を、今どういう形になっていて、前回、昨年説明されたことと考え方も変わらずに進められているかどうかという確認をしておきたいのですが、ご説明していただけますか。

【野川部会長】 松浦委員がおっしゃっているのは、かつお・まぐろのことですね。

【松浦臨時委員】 かつお・まぐろの件と、いか釣りの件。

【野川部会長】 いか釣りの件もですね。いかがでしょうか。

お願いします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 ご説明申し上げます。かつお・まぐろの漁業につきましては、最低賃金部会が設置されておまして、その後労使での調整が必要ということで、私どもで最低賃金部会とは別の場で、官労使で引き続きミーティングを開催させていただいているところでございます。本年度についても開催しており、引き続き合意できるように調整させていただいているところでございます。大型いか釣りでございますけれども、今現存されているいか釣り漁船が最低賃金額を大幅に上回る賃金であることもあり、あと業種の拡大についても問題提起をされておりますが、こちらについてはかつお・まぐ

る漁業の合意が得られた後に、全漁業種への最低賃金の適用について検討を進めることとしております。まずはかつお・まぐろ漁業の合意に向けて、私どもとして鋭意調整を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

もしよろしければ、全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金の改正に関する審議につきましては、船員部会運営規則第12条第1項の規定におきまして、船員部会に最低賃金法第37条第2項の規定に基づき、最低賃金の決定または改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置くとされておりますので、2業種についてそれぞれ最低賃金専門部会を設置して、審議を行うこととしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

専門部会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則第12条第5項の規定により、船員部会長が指名することとなっております。具体的な人選につきましては、事務局とご相談いたしながら進めてまいりたいと存じますが、私、部会長にご一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますか。

池谷委員。

【池谷臨時委員】 1点だけご確認させていただきたいと思います。今年の年初から、この船員部会の中で何回かご確認させていただいてきているのですが、「外航日本人船員の量的観点からの確保・育成に関する検討会」に関しては、当初設置された趣旨等についてはこの船員部会の中でも再確認させていただいております。その後、担当局での開催に向けた準備について、きちんと取り組んでいただけるよう再三要請させていただいているのですが、昨年7月以降、開催へ向けた調整がされているとは到底思えない状況にございます。昨年から今年にかけて具体的に予算をつけた部分もあるでしょうし、そういったところにおける進捗を含めて、外航日本人船員の確保に向けた議論をきちんとやっていかなければいけないという思いが、参加している私としましてはございます。そういったところから、開催についてこの1年どのように検討され、海事局でどのような取り組みが行わ

れてきたのか、そういったことも共通認識を図りながら、次の政策につなげられるような議論をしていただきたいという思いがございますので、ぜひともその辺の調整、また、今の状況について聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

【野川部会長】 では、よろしく願いいたします。

【三輪田船員政策課長】 ただいま池谷委員からご質問がありました外航日本人船員の量的確保についてでございます。この件についてはトン数税制のあり方とも非常に深くかわる事項ということで、いろいろな関係者から様々なご意見が出ており、なかなかそこは一致を見ていないという状況ではありますけれども、トン数税制につきましては次回の要求まであと2年というタイミングとなっております。海事局といたしましても、そこに向けて議論が必要という認識は持っております。関係者の方々とも十分に相談させていただきながら、海事局全体として今後検討を進めてまいりたいと考えてございます。

【野川部会長】 森田委員。

【森田臨時委員】 今回の認識はそういうことでもいいんですか。トン数標準税制と外航日本人船員の確保・育成というのは、リンクするところもあるけれどもリンクしないところもあるということで、量的確保をいかに図るかについては別途論議することになっていると思うんだけど、今のお話ですと、トン数標準税制に絡む部分だけという理解になるわけですか。そういうことで進んでないと思うんだよね。そのあたりははっきりさせておいてください。

【野川部会長】 お願いします。

【三輪田船員政策課長】 その点につきましてはそのとおりでありまして、全てトン数税制ということではないと思っております。しかしながら、全体としてはトン数標準税制が非常に大きな要素を占めているということはあるかと思っておりますので、そういったこととも絡めながら議論していきたいと考えてございます。

【野川部会長】 森田委員。

【森田臨時委員】 だとしたら、外航日本人船員は今まで相当数増えていないといかんのですよ。それをめぐって去年、10年目で新しい確認をしたわけです。そのことと外航日本人船員の量的確保と、トン数標準税制が確実にリンクするというのであれば、議論の仕方もまたあるわけです。そういうことでよろしいわけですか。

【野川部会長】 お願いします。

【三輪田船員政策課長】 おっしゃるとおり、はかばかしく増えているという状況には

ないものと思っております。それはひとえに国だけではなくて、海運会社、それから船員側、いろいろな関係者がかかわって、特にその結果としての数字が出ていると思っておりますし、それが必ずしもよい状況ではないと思っております。ただ、そういった状況も踏まえて、なかなか難しいテーマではあるかと思っておりますので、今後どうしていくのかということを経緯も含めて考えていく必要があるかと考えてございます。

【野川部会長】 森田委員。

【森田臨時委員】 今回の課長の発言は極めて重要な発言をされているわけで、今までの論議の積み上げも、我々が進めてきたいろいろな議論も全部ネグっている話です。そうでしょう。外航日本人船員の量的確保というのは、トン数標準税制以外にもいろいろ論議ができるだろうから、そっちでも可能性も探っていきましょうということで進めてきたわけです。それをトン数標準税制に全部落とし込むなら、それはそれで論議の仕方がうちもあるわけで、そういうことでいいのだったらそれはそれで結構です。

【野川部会長】 お願いします。

【三輪田船員政策課長】 そういう意味では説明が不十分な点があるかもしれませんが、もちろんトン数標準税制だけではなくて、例えばマッチングスキームと言われているスキームの活用、こちらは我々も支援させていただいておりますが、そういったものを活用して少しでも現実的にどういうことができるかということを経緯も含めて探ってきたところでありまして、今後、必ずしもそこを議論の対象として排除していることを申し上げているわけではないということでございます。

【野川部会長】 森田委員。

【森田臨時委員】 だとすれば、池谷委員の質問に適切に答えてください。

【三輪田船員政策課長】 そういう意味では、今年に入ってから当部会であったかと思えますけれども、我々として現実的にできることは、我々としてもやらせていただいているという認識でございます。ただ、我々がそうしたいと思ったからすぐそれが実現できると、世の中の現象として実現できるというテーマでもございませぬし、そこは関係するプレーヤーの方々、皆様のご意見、またご理解を得ながら、実際に何ができるかという検討をしていくのだらうと思っております。現時点でなかなか、これまで我々がお示してきたところにさらに追加的にこういうことができるという段階には至っていないのかという認識でございます。

【野川部会長】 はい。

【森田臨時委員】 池谷委員の質問は長かったけれども、要するにこの1年間、外航日本人船員の量的確保に関する検討会が開催できていないんですかということ質問しているだけです。それについて教えてください。

【野川部会長】 どうぞ。

【三輪田船員政策課長】 検討会につきましてはいろいろご認識があるかと思いますが、確かに開催自体はできていないのですが、昨年7月であったかと思いますが、海事局としてできる施策を一旦取りまとめて、関係委員の皆様にご説明したところがございます。そのほか、検討会としての場ではないながら、個別にそれぞれの関係者の皆様にご説明して、意見交換をしてきたというところはやってきてございまして、その中で我々としてそこで一致してこれができるね、かつ、効果があるねというところがなかなか見出せていない状況かと考えてございます。

【野川部会長】 まだいろいろとご意見があるかと思いますが、今の件については、公益委員の方で何かございますか。

実はトン数標準税制と外航船員の確保については、十数年前に一定の数値で目標が定められまして、そのときの検討会の座長を私がさせていただいておりますのでよく覚えておりますが、確かに当時、日本籍船450隻、日本人船員5,500人という目標を立てて、それに向かって出発したわけでございますけれども、私自身もあれから何年たって、どのような状況にあるかということについて、必ずしも満足していないところでございます。ただ、今、課長がおっしゃったところにもかかわりますし、森田委員のおっしゃったところもそうですが、基本的にこの問題はいろいろなところに複雑に関連しております。そして、ご案内のとおりよしあしは言いませんが、役所は縦割行政の組織でもありまして、できることとできないことがそれぞれの課で非常に分割されています。それをどうやってきちっと総合して、体系化して、ある広い分野の問題について一定の方向を見出すかというのが大変難しいことも確かでございます。それは今後、そういう組織の中の問題を踏まえた上で、具体的な成果をどう出していくかということも含めた議論が必要かと思っております。その点私も気にしているところでございますので、これから私のできる範囲で、私としても責任もありますので、早く達成に向けてプッシュしていきたいと思っております。

森田委員。

【森田臨時委員】 いずれにしても、少なからず海事局の中で整理できることはあるで

しょうから、そこについては課にとらわれずにしっかりやっていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

【野川部会長】 その点よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第114回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただき、ありがとうございました。

— 了 —